

初閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成26年12月24日（水） 21：45～22：06

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

岸田文雄 国務大臣（外務大臣）

下村博文 国務大臣（文部科学大臣）

塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）

西川公也 国務大臣（農林水産大臣）

宮沢洋一 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）

望月義夫 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

中谷元 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

竹下亘 国務大臣（復興大臣）

山谷えり子 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

山口俊一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

有村治子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官

世耕弘成 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○人事 2件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、初閣議を開催いたします。まず、人事案件といたしまして、内閣法制局長官に横畠裕介を任命することについて、御決定をお願いいたします。

加藤副長官、世耕副長官、杉田副長官及び横畠法制局長官は、閣議に陪席して案件の説明等を担当いたします。

次に、内閣総理大臣談話について、御決定をお願いいたします。お手元の談話を加藤副長官が朗読いたします。

○加藤内閣官房副長官：内閣総理大臣談話。

この度の総選挙の結果を受け、本日、引き続き、内閣総理大臣の重責を担うこととなりました。

この2年間、経済最優先で取り組むとともに、東日本大震災からの復興、教育の再生、社会保障改革、外交・安全保障の立て直しなど、各般の重要課題に全力で当たってまいりました。さらには、地方の創生や女性の輝く社会の実現といった新たな課題にも、真正面から取り組んできました。

いずれも、困難な道のりであります。私たちが進めている、戦後以来の大改革は、いまだ道半ばであります。

しかし、「この道しかない」。この度の総選挙で、私は、そう訴え続け、国民の皆様から、予想を上回る大きな支持を頂くことができました。

大きな政策推進力を得て、各般の改革を、さらに大胆に、さらにスピード感を持って、推進します。これまで以上に身を引き締めて政権運営に当たり、総選挙で国民の皆様から約束した政策を、一つひとつ、確実に実現してまいります。

私は、この道を、国民の皆様と共に、ぶれることなく、真っ直ぐに進んで行く決意であります。安倍内閣の更なるチャレンジに、国民の皆様の御理解と御協力を、改めてお願いする次第です。

○菅国務大臣：次に、第3次安倍内閣の基本方針について、御決定をお願いいたします。基本方針について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：基本方針

我々が進める改革は、いまだ道半ばである。しかし、「この道しかない」との強い確信を持って取り組んできた。そして、この度の総選挙において、国民の皆様から大きな支持を頂くことができた。

大きな政策推進力を得て、いかに困難な道のりであろうとも、戦後以来の大改革を、内閣が一丸となって、さらに大胆に、さらにスピード感を持って、推進していかなければならない。我々が為すべきは、総選挙で国民の皆様から約束した政策を、一つひとつ、確実に実現していくことである。

これまで以上に身を引き締めて政権運営に当たり、この道を、国民の皆様と共に、ぶれることなく、真っ直ぐに進んで行く。その決意のもと、頑張った人が報われる、「誇りある日本」を取り戻すため、内閣の総力を挙げて、以下の施策を推し進める。

1. 復興の加速化

まず何よりも、「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを厳に排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島再生を、更に加速していく。

2. 経済の再生

強い経済は、日本の国力の源泉である。強い経済の再生なくして、安定した社会保障も、財政の再建もない。

デフレからの脱却を確かなものとするため、消費税率10%への引き上げを延期する。平成29年4月からは確実に引き上げ、経済再生と財政再建の同時実現を目指すとともに、世界に誇る社会保障を次の世代に引き渡す責任を果たす。

経済の再生を引き続き内閣の最優先課題と位置づけ、成長戦略を一層力強く、実行を加速していく。高齢者も若者も、難病や障害を抱える人も、「誰にでもチャンスあふれる日本」を創り上げる。

地方や中小・小規模事業者など、多様な声に耳を澄まし、きめ細かく対応しながら、「三本の矢」の経済政策を更に強化し、雇用の改善や賃金アップによる「経済の好循環」を継続していくことにより、景気回復の実感を、必ずや全国津々浦々にまで届ける。

3. 地方の創生

若者が、将来に夢や希望を持つことができる、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を進めることにより、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げる。

そのため、家族や地域の「絆」の再生に取り組むとともに、人口減少や過疎化といった地方が抱える構造的な課題にも、真正面から取り組み、その克服を目指す。

4. 「女性が輝く社会」の実現

すべての女性が、生き方に自信と誇りを持ち、輝くことができる社会を創り上げる。そのため、社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%以上にするとの目標の確実な実現に全力を挙げる。また、家事や育児に専念してきた女性が、その経験も活かしながら活躍できる環境を整える。

5. 教育の再生

日本の将来を担う子どもたちは、国の一番の宝である。すべての子どもたちが、笑顔で暮らし、その無限の可能性を開花することができる日本を、取り戻さなければならない。

多様な価値に対応できるよう複線的な教育制度へと改革を進めるとともに、家庭の経済事情に左右されることなく誰もが希望する教育を受けられるよう、一層、教育の再生を力強く推進する。

6. 暮らしの安心確保

消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施する。誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の確立を目指し、引き続き、その改革に取り組む。

さらに、平成26年8月豪雨や御嶽山噴火をはじめ、大雨や大雪など自然災害によって、全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、引き続き高い緊張感を持って、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期するとともに、これまでの災害を教訓に、制度改正なども含めた、事前防災のための国土強靱化を推進する。

7. 外交・安全保障の立て直し

強固な日米同盟を基軸に、「地球儀を俯瞰する外交」を一層強力に推進する。国家安全保障戦略のもと、「積極的平和主義」の旗を掲げて、世界の平和と繁栄に、これまで以上に貢献していく。

その上で、いかなる事態にあっても、国民の命と平和な暮らしを守り抜いていく。そのために、先般閣議決定された基本方針に基づき、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備を進める。

在日米軍再編にあたり、普天間飛行場の固定化は絶対にあってはならない。抑止力の維持を図るとともに、沖縄の基地負担の軽減を、目に見える形で実現するため、本土における努力を十二分に行うべく、政府を挙げて取り組む。

最後に、各府省の公務員諸君には、行政のプロとしての誇りを胸に、その持てる力を存分に発揮するよう期待する。常に、国民の目線を忘れることなく、その心に寄り添いながら、政策立案に当たっては積極的に提案し、現場にあっては果敢に行動してもらいたい。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣の臨時代理の指定について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：第3次安倍内閣における危機管理の徹底を図る観点から、内閣法第9条に基づき、内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときの対応として、内閣総理大臣の臨時代理を予め順位を定めて指定いたしました。第一順位、副総理をお願いしている麻生財務大臣。第二順位、菅内閣官房長官。第三順位、甘利経済再生担当大臣。第四順位、石破地方創生担当大臣。第五順位、岸田外務大臣であります。各閣僚においては、臨時代理指定の趣旨を体し、緊急事態が発生した場合には、対応に万全を期するようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、「閣議の公表等」について、申し上げます。

閣議や閣僚懇談会での議論を各大臣が会見等でそれぞれの言葉で公表されると、とかく閣内が統一性に欠けているかのような印象を外部に与えるおそれがあります。公表すべき事項は閣議後の会見で私から統一的に公表しておりますので、各閣僚におかれては、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んで下さい。また、閣議の案件の中には、相手国や関係方面の手続が終了していないものなど閣議決定後も不公表扱いとするものがあります。これらについては、当然のことながら、閣議に付議されたという事実も含め、外部に漏れることのないよう十分御留意願います。なお、閣議決定又は閣議了解を要する人事案件については、事前に十分内閣官房と協議されるようお願いいたします。

次に、「閣議等の議事の記録の作成・公表」について、申し上げます。

閣議の透明性の向上や情報公開、国民への説明責任という観点から、閣議決定に基づき、本年4月から、閣議等の議事録を作成し、概ね3週間後に官邸ホームページに掲載しております。議事録には、登録発言は「発言要旨」をそのまま、登録外発言については、発言の要点のみを記載することとしており、議事整理上、各大臣の発言は原則登録いただくとともに、議事録の記載内容につきましては、私に御一任下さいますよう、お願いいたします。

次に、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」が平成13年1月6日の閣議決定により定められておりますので、これを遵守されるようお願いいたします。

その主な内容は、政治と行政への国民の信頼を確保するため、営利企業については、報酬を得ると否とにかかわらず、その役職員を兼職してはならないこと、また、公益法人等については、報酬がなく、かつ、名誉職である場合に限りその兼職を認めるが、内閣総理大臣へ届け出ること。このほか、株式等の有価証券、不動産等の取引を自粛することとし、保有する株式等は信託銀行に信託すること。国務大臣及びその家族の資産を就任時及び辞任時に公開すること、等であります。なお、これまでこれらのことが十分に理解されておらず、問題になったようなこともあり、各閣僚とも御自身の兼職状況の洗い直しや不動産等の取引のチェック等を十分に行うようお願いいたします。

次に、「政・官の在り方」について、申し上げます。

平成24年12月の第2次安倍内閣発足時の閣僚懇談会において申合せがなされております。その内容は、誤った政治主導を是正し、政官の役割分担を明確にすることにより、相互の信頼の上に立った本当の意味での政治主導を確立するため、政治家と公務員の接触について心得るべきことのルールなどについて定めるものであります。この申合せを踏まえ、政・官関係の適正確保に、指導力を発揮していただくようお願いいたします。

次に、危機管理の観点から申し上げます。

1点目は、閣僚はいかなるときにも連絡がとれる態勢をお願いいたします。2点目は、緊急事態への対応に関しては、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をお願いいたします。3点目は、各閣僚が東京を離れる場合には、必ず副大臣又は大臣政務官が在京するようお願いいたします。

次に、いわゆる「内奏」について、申し上げます。

国務大臣は、宮中において、天皇陛下に、その所管事項に関する諸問題等について、御説明申し上げる機会があります。言うまでもなく、それ自体は国政の動向に影響を及ぼすことはあり得ないもので、何ら憲法の趣旨に反するものではありませんが、その過程において天皇陛下が国政の動向に影響を及ぼしているかのような誤解を与えかねないというおそれもあります。したがって、各国務大臣は、これらの点を慎重に考慮し、陛下にお話し申し上げた内容やその際の陛下のおことばを外部に漏らしたり、部下に対する訓示にこれを引用することなどがないよう、十分御留意願います。

次に、「閣僚の対外的発言」等について、申し上げます。

記者会見やテレビに出演する場合等の対外的発言に当たっては、内閣の基本方針や既に政府として決定した方針を踏まえ、無用な疑念を抱かれることのないよう十分御留意いただくようお願いいたします。講演会であっても私見を述べることは厳に慎んで下さい。また、政治資金の管理や収支報告の適正化等については、政治家全員に関係することではありますが、特に閣僚には政治資金の透明性を確保するという責任が格段に大きく、より一層厳正な管理等が求められています。各閣僚には、自らが関係する政治団体の会計帳簿・領収書・収支報告書の点検、支出区分や寄附等の適法性の確認等を十分に行うようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、初閣議案件について、加藤副長官から御説明申し上げます。

○加藤内閣官房副長官：人事案件について、申し上げます。

内閣総理大臣補佐官等の内閣官房等の特別職について、お手元に配布しております資料のとおり、任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「第188回国会の開会式におけるおことば案」について、御決定をお願いいたします。お手元の「おことば案」を朗読いたします。

本日、第188回国会の開会式に臨み、衆議院議員総選挙による新議員を迎え、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

「おことば」があるまで、不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、「おことば案」は、そのまま席上に置かれるよう、お願いいたします。

○菅国務大臣：次に、「大臣補佐官の任命」について、申し上げます。

大臣補佐官の任命は、大臣からの申出により内閣が行うこととなっております。

以前にも申し上げましたが、任命に当たっては、大臣を補佐させることが特に必要である特定の政策があると認められること、公益の実現のため職務を遂行し得る人材であること、個別の政策課題に応じて、各大臣を直接補佐する職務を担うに足る識見を有し、かつ、清廉な人材であること、適切な行政運営に支障のない人事であること、を考慮することとします。この4点を充足し、大臣補佐官の設置が特に必要と考えられる場合は、私に十分御相談いただきますよう、お願いします。

また、「大臣補佐官の職務遂行に係る規範」が本年5月27日の閣議決定により定められております。その主な内容は、大臣補佐官は、特定の政策について、上司である大臣を補佐するものであり、副大臣、大臣政務官及びその他の職員に対する指揮命令権を持たず、また、これらの者から指揮命令を受けることはないこと、大臣は、大臣補佐官の就任時において、特定の政策を明示して担当させる職務の範囲を書面により指示すること、等であります。大臣補佐官制度を適切に運用していくため、各閣僚におかれましては、十分に御留意願います。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から、御発言がございました。

○安倍内閣総理大臣：「アベノミクス」を強力に実施することにより、「景気回復」を

確実なものとし、同時に財政健全化目標も堅持しつつ、経済再生と財政再建を両立させる。

「経済の好循環」を確かなものとし、全国津々浦々にまで景気回復の実感をお届けする。このことは、先般の総選挙においても、国民の皆様にお約束してきたところ。このため、個人消費のてこ入れと、地方経済を底上げする力強い経済対策を年内に策定することとする。

平成26年度補正予算及び平成27年度予算の編成においては、平成27年度の国・地方の基礎的財政収支赤字について、対GDP半減目標を達成するよう最大限努力する。このため、各省大臣におかれては、平成27年度予算について、社会保障の「自然増」を含め聖域なく見直し、所管する歳出の徹底的な重点化・効率化に取り組んでいただきたい。

○菅国務大臣：次に、私から、平成26年度補正予算及び平成27年度予算の編成について申し上げます。ただいまの総理の御指示を踏まえ、今後の日程につきましては、12月27日に経済対策、1月9日に平成26年度補正予算の概算閣議、1月11日及び12日に大臣折衝、1月14日に平成27年度予算の概算閣議を予定しておりますので、各閣僚におかれましては、改めて御理解と御協力をお願い致します。

○菅国務大臣：これをもちまして、初閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

「閣僚の給与の一部返納」について、申し上げます。

内閣として、行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、前内閣における返納の趣旨を踏まえ、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあっては20パーセントに相当する額を国庫に返納することとし、各位の御賛同を頂き、これにつきましては、「閣僚懇談会の申合せ」といたしたいと思います。

懇談に移ります。御発言はございますか。

無いようなので、閣僚懇談会を終了いたします。

〔別添〕

初 閣 議 案 件

〔平成26年
12月24日〕

（水）

◎人 事

資料あり
資あり ○横畠裕介を内閣法制局長官に任命することについて（決定）

◎一般案件

資料あり
資あり ○内閣総理大臣談話（決定）（内閣官房）
〃 ○基本方針（決定）（同上）

◎人 事

資料あり
資あり ○西村泰彦外14名を内閣危機管理監等に任命することについて（決定）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件 名 外 案 件

〔 平成 26 年 〕
〔 12 月 24 日 〕 (水)

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り ○ 第 1 8 8 回 国 会 の 開 会 式 に お け る お こ と ば (案)
(回 収) (決 定) (内 閣 官 房)

〔 ○ 署 名 あ り ☆ 署 名 な し 〕